

富山県新型コロナウイルス等対策行動計画の概要

新型コロナウイルス等対策特別対策措置法に基づき作成

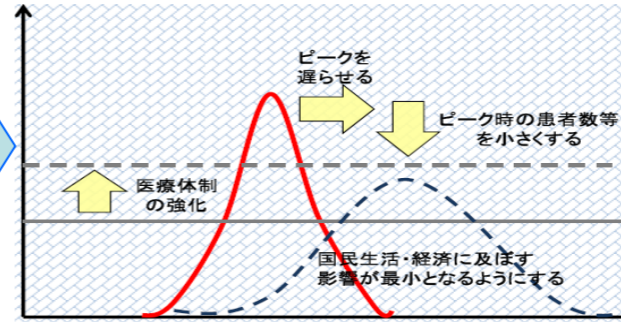
1 対策の目的と基本的な考え方

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命と健康の保護と、生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする
- ※地域の実情等に応じ、医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮
- ※国、県、市町村、指定(地方)公共機関、事業者や県民一人ひとりが、感染拡大防止策等を実施することが重要

2 体制の整備



対策の
効果



指定地方公共機関【知事が指定】

- ◆医療機関
(国又は地方公共団体が開設する機関は除く。独立行政法人国立病院機構・労働者健康福祉機構、日本赤十字社の地方病院は除く。)
- ◆医療関係団体
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会 等
- ◆医薬品卸業
- ◆ガス、鉄道、路線バス事業者 等

3 特措法を踏まえ、新たに盛り込まれた主な内容

| | |
|-------------|--|
| 1 体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> 指定公共機関【国】、指定地方公共機関【都道府県】の役割を規定 基本的対処方針等諮問委員会【国に設置】の位置づけを規定—病原性や感染力の評価が重要であることから、医学公衆衛生学の専門家からなる委員会 新型コロナウイルス等緊急事態宣言の運用【発生時、国が実施】 |
| 2 感染拡大防止策 | <ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出自粛の要請等を想定 施設の使用制限の要請等を想定 - 学校、保育所等 - 劇場、映画館、集会場、体育館 等 |
| 3 予防接種 | <ul style="list-style-type: none"> 特定接種の対象業種・職務を整理 住民接種の接種順位の考え方を規定 |
| 4 対象疾患 | <ul style="list-style-type: none"> 行動計画の対象を新感染症に拡大 ● 新型コロナウイルス、再興型インフルエンザ ● 新感染症 |
| 5 地域医療体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 二次医療圏等の圏域を単位とし、厚生センター・富山市保健所を中心として、医師会、薬剤師会、医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議(仮称)を設置 |

緊急事態宣言の要件
重症症例(肺炎、多臓器不全、脳症等)が通常のインフルエンザにかかった場合に比べて相当高いと認められる、等

特定接種
医療や経済維持のため、国民より先に接種を開始
対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②対策に関わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする事業者、④それ以外の事業者の順を基本とする。

4 発生段階に応じた主な対応 (★は新型コロナウイルス等緊急事態宣言時に実施)

| | 海外発生期 | 国内発生早期 | 国内感染期 | 小康期 |
|-----------|--|---|---|----------|
| 対策の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 国内発生をできる限り遅らせる 国内発生に備えた体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> 県内未発生期 県内発生早期 流行のピークを遅らせる | <ul style="list-style-type: none"> 県内感染期 被害軽減 | |
| 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> 政府対策本部の立ち上げ ⇒ 基本的対処方針の決定 県対策本部の立ち上げ | <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、政府の現地対策本部 ★ 感染状況等に応じて緊急事態宣言【国：政府対策本部長】 | <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大に伴う対処方針変更 | 第二波への備え等 |
| 蔓延防止 | <ul style="list-style-type: none"> 水際対策の開始 ワクチンの確保 特定接種の準備・接種開始 - 県、市町村は接種の協力を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 住民への予防接種指示、協力、実施 住民への手洗い等の勧奨 ★ 不要不急の外出自粛制限 ★ 学校等の施設使用制限 | | |
| 医療体制 | <ul style="list-style-type: none"> 国内発生への備え 「帰国者・接触者外来」設置 コールセンター(相談窓口)設置 | <ul style="list-style-type: none"> 患者の入院措置 専用外来における医療提供の継続 必要に応じ、全医療機関における診療開始 治療薬剤の適正な流通指導 | <ul style="list-style-type: none"> ファックスによる処方箋送付 備蓄の抗インフルエンザウイルス薬の使用 医療従事者に対する従事要請・補償 ★ 臨時的医療施設の開設等 | |
| 生活及び経済の安定 | <ul style="list-style-type: none"> 指定(地方)公共機関等の事業継続に向けた準備 職場における感染予防策の準備 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し、買占め、売り惜みが生じないよう要請 ★ 指定(地方)公共機関における事業実施のための措置開始 ★ ワクチン等緊急物資の運送 ★ 生活関連物資等の価格の安定 | <ul style="list-style-type: none"> ★ 物資の売渡しの要請、収用等 ★ 権利利益の保全等 | |
| 未発生期 | <ul style="list-style-type: none"> 行動計画の策定/訓練の実施/感染症等に関する情報提供/地域医療体制の整備/ワクチンの備蓄/ワクチンの接種体制の整備/抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 等 | | | |

※対策実施上の留意点: 基本的人権の尊重

● 流行規模等の想定 【発病率】全人口の約25%、【受診患者数】1300万人~2500万人、【死亡者数】17万人~64万人、【従業員の欠勤】最大40%程度(ピーク時の約2週間)

県民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型コロナウイルス等対策を実施するため必要最小限のものとする